

たか はし け もん じょ  
高橋家文書

(稲城市指定文化財)

稲城市東長沼2111

☎042-378-2111

発行 1999. 10. 20



伊豆への入湯に伴う往来手形（高橋家文書No.291）

坂浜の高橋直樹家では、江戸時代の古文書364点を所蔵しています。古文書の内容は、江戸時代の坂浜村の検地帳、年貢関係文書、用水関係文書などが中心であり、当時の坂浜村の様子やそこで生きた農民の暮らしを知るための資料がそろっています。古文書の作成年代は、享保2年(1717)から明治3年(1870)までの153年間にわたっています。貴重な近世文書のなかでも特に重要な基本資料を紹介します。(なお高橋家では、ここでご紹介する近世文書のほかにも、明治時代以降の近代資料も保存しています。)

## 山方年貢皆済小手形（高橋家文書No.4）

年貢皆済小手形とは、年貢を納入した時に、名主がその受取を納入した百姓に渡した証書のことです。高橋家文書のなかでも最も目につく資料であり、その数は220点に及び、高橋家文書全体の半分以上を占めています。本資料は年貢皆済小手形のなかでも最も古い文書で、延享3年12月(1746)に作成されたもので、坂浜村の新田開発に関わる可能性がある資料です。

## 村中定法連判帳控（高橋家文書No.54）

本資料は一般に「村入用帳」と呼ばれる資料です。江戸時代の村々では、村役人を中心とした村運営が行われ、その村運営にかかる費用は、村の百姓全員で負担していました。これを一般に「村入用」といい、その経費の書き上げや負担の割合を記載した帳面を「村入用帳」といいました。本資料は、明和9年(1772)正月に作成された資料で、当時の坂浜村の村の運営のあり方や、

村が負担した費用の内容などを具体的に知ることでできる資料です。稲城市内で発見された村入用帳の古文書は、矢野口村に1点と本資料があるのみで、その点でも貴重な資料です。

**堂ノ前用水堰普請請書**（高橋家文書No.120）

本資料は三沢川にあった堂ノ前堰（現在の京王線若葉台駅の東側）が、大風雨によって破損したために、その修復費用を領主から受け取った時の文書です。堰などの修復は自分達の費用で行うものと、この資料のように領主からの援助を受けて行う場合があります。用水に係る資料がそろっているのは、高橋家文書の特徴の一つと言えます。本資料は寛政3年（1791）8月に作成された資料です。

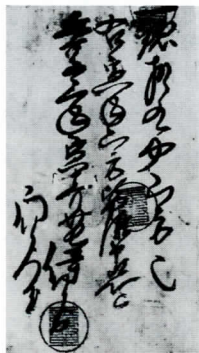
**異国船渡来につき御用金請取証文**（高橋家文書No.304）

嘉永6年（1853）6月にペリーが軍艦4艘を率いて浦賀沖に姿をあらわしました。この騒動に際して、周辺の村々には人馬や兵糧の役が賦課されました。本資料は、防備のための軍役を地頭が果たすために、その費用を村方から徴収した際の地頭の請書です。ペリーの来航はこのように形で稲城の村々にも影響を及ぼしました。

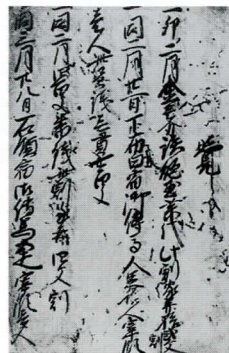
**伊豆まで入湯につき往来手形**（高橋家文書No.291）

本資料は往来手形で、病気療養のために伊豆の温泉にでかけるための文書です。坂浜村の高勝寺が檀家の者であることを証明し、箱根関所その他に通行許可を願う「往来一札」を発行して、身元保証を行いました。この資料は、嘉永元年（1848）に作成された文書で、江戸時代後期の多摩地域では、伊豆や箱根などの温泉地へ療養のために出かけることはよく行われていたようです。

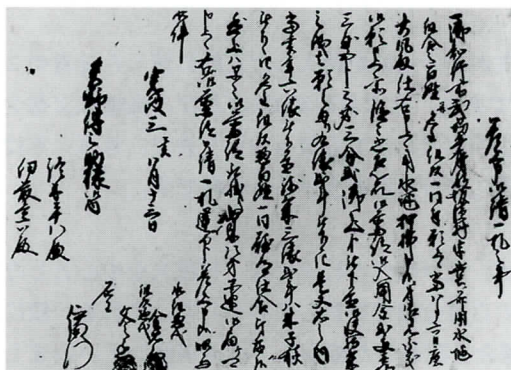
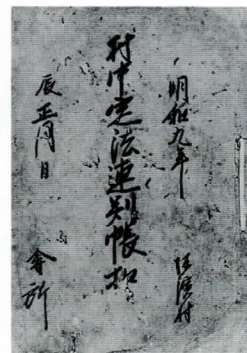
引用参考文献、『稲城市の古文書（二）』『稲城市史上巻』『稲城市史資料編2』



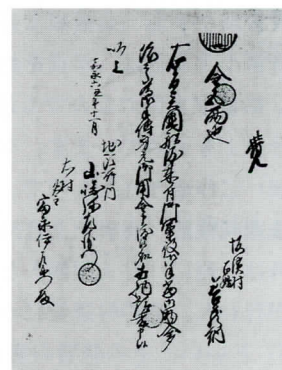
山方年貢皆済小手形



村中定法連判帳控



堂ノ前用水堰普請請書



異国船渡来につき御用金請取証文